

過誤申立事由コードについて



様式番号 申立理由番号

・申立コードは、前2桁の「様式番号」と後2桁の「申立理由番号」を組み合わせた4桁で設定します。

前2桁・・・取下げを行いたい請求明細書の様式番号

後2桁・・・過誤申立の理由

例：訪問介護の請求誤りによる申立の場合、『1012』となります。（八丈町では同月過誤を基本としています）

介護給付(要介護者)

様式番号	明細書様式	様式名称
10	様式第二	訪問介護
		訪問入浴介護
		訪問看護
		訪問リハビリテーション
		通所介護
		通所リハビリテーション
		福祉用具貸与
		居宅療養管理指導
		夜間対応型訪問介護
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)
		小規模多機能型居宅介護(短期利用)
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)
		地域密着型通所介護(平成28年4月サービス分から)
		複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)
		21
22	様式第四	短期入所療養介護(介護老人保健施設)
2A	様式第四の三	短期入所療養介護(介護医療院)
23	様式第五	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
30	様式第六	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
32	様式第六の三	特定施設入居者生活介護(短期利用以外)
		地域密着型特定施設入居者介護(短期利用以外)
34	様式第六の五	認知症対応型共同生活介護(短期利用)
36	様式第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用)
		地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)
40	様式第七	居宅介護支援(計画費)
50	様式第八	介護福祉施設サービス
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	様式第九	介護保健施設サービス
61	様式第九の二	介護医療院サービス
70	様式第十	介護療養施設サービス(令和6年3月サービス分まで)

介護予防給付(要支援者)

様式番号	明細書様式	様式名称
11	様式第二の二	介護予防訪問介護(平成30年3月サービス分まで)
		介護予防訪問入浴介護
		介護予防訪問看護
		介護予防訪問リハビリテーション
		介護予防通所介護
		介護予防通所リハビリテーション
		介護予防福祉用具貸与
		介護予防居宅療養管理指導
		介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)
		介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)
24	様式第三の二	介護予防短期入所生活介護
25	様式第四の二	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
2B	様式第四の四	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)
26	様式第五の二	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
31	様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護
33	様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護
35	様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)
41	様式第七の二	介護予防支援(計画費)

介護予防・日常生活支援総合事業(事業対象者)

様式番号	明細書様式	様式名称
10	様式第二の三	介護予防ケアマネジメント以外
20	様式第七の三	介護予防ケアマネジメント

申立理由番号(後2桁)

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取下げ
12	請求誤りによる実績取下げ(同月) ※八丈町では同月過誤を基本としています
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
99	その他の事由による実績の取下げ

※上記表以外に、保険者や国保連より別の番号を指示された場合は、その番号を記入してください。